

景観計画区域内における各行為の届出書
 景観地区内における建築物の計画の認定申請書

に、以下の書類を添付してください。

表 1

認定申請書又は届出行為	添付すべき書類	
	種類	備考
<input type="checkbox"/> 建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替	付近見取図	
	配置図	
	各階の平面図	必要に応じて添付
	各面の立面図	着色し、露出する建築設備及び各部分の仕上げを記載すること。
	主要部 2 面以上の断面図	
	外構平面図	植栽は木竹名を記載すること。
	現況カラー写真	2 方向以上から撮影
<input type="checkbox"/> 建築物の外観を変更することとなる色彩の変更	付近見取図	
	配置図	
	変更する部分の立面図	着色し、各部分の仕上げを記載すること。
	現況カラー写真	2 方向以上から撮影
<input type="checkbox"/> 工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替	付近見取図	
	配置図	
	各面の立面図	着色し、各部分の仕上げを記載すること。
	現況カラー写真	2 方向以上から撮影
<input type="checkbox"/> 工作物の外観を変更することとなる色彩の変更	付近見取図	
	配置図	
	変更する部分の立面図	着色し、各部分の仕上げを記載すること。
	現況カラー写真	2 方向以上から撮影
<input type="checkbox"/> 開発行為	付近見取図	
	土地利用計画図	
	平面図（造成計画平面図）	変更前及び変更後の土地の形状が判断できるように記載すること。
	断面図（造成計画断面図）	
	植栽計画図 （緑化計画図・緑化求積図）	保存する木竹、伐採する木竹、移植する木竹及び新たに植栽する木竹をそれぞれ色分けし、木竹名を記載すること。
	現況カラー写真	2 方向以上から撮影

備考

- 1 外構平面図とは、門、垣、さく、擁壁、植栽、敷地内通路等の敷地内の外部構成を記載した平面図をいう。
- 2 現況カラー写真とは、行為地及びその周辺の土地の状況を示すカラー写真をいう。
- 3 代理人が届出を行う場合、全ての行為について委任状が必要。
- 4 認定申請書は、上記書類のほか建築等計画概要書を添付し、正副 2 部を提出してください。
- 5 認定申請書に添付する図書が、景観計画区域内における各行為の届出書に添付する書類の内容と同一である場合は、正本に添付する書類を省略することができます。

■景観形成地域内における各行為の届出書に、以下の書類を添付してください。

表 2

届出行為	添付すべき書類	
	種類	備考
□建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替	付近見取図	
	配置図	
	各階の平面図	必要に応じて添付
	各面の立面図	着色し、露出する建築設備及び各部分の仕上げを記載すること。
	主要部2面以上の断面図	
	外構平面図	植栽は木竹名を記載すること。
	現況カラー写真	2方向以上から撮影
□建築物の外観を変更することとなる色彩の変更	付近見取図	
	配置図	
	変更する部分の立面図	着色し、各部分の仕上げを記載すること。
	現況カラー写真	2方向以上から撮影
□工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替	付近見取図	
	配置図	
	各面の立面図	着色し、各部分の仕上げを記載すること。
	現況カラー写真	2方向以上から撮影
□工作物の外観を変更することとなる色彩の変更	付近見取図	
	配置図	
	変更する部分の立面図	着色し、各部分の仕上げを記載すること。
	現況カラー写真	2方向以上から撮影
□広告物等の表示、設置、増設、改造、移設又は色彩若しくは表示方法の変更	付近見取図	
	配置図	
	意匠図	着色し、各部分の仕上げを記載すること。
	完成予想図	着色し、その周辺の状況が分かるように記載すること。
	現況カラー写真	2方向以上から撮影
□土地の形質の変更	付近見取図	
	平面図（造成計画平面図）	変更前及び変更後の土地の形状が判断できるように記載すること。
	断面図（造成計画断面図）	
	のり面断面図	変更前及び変更後の土地の形状が判断できるように記載し、併せてのり面処理材料を記載すること。
	植栽計画図 （緑化計画図・緑化求積図）	保存する木竹、伐採する木竹、移植する木竹及び新たに植栽する木竹をそれぞれ色分けし、木竹名を記載すること。
	現況カラー写真	2方向以上から撮影
□木竹の伐採又は植栽	付近見取図	
	木竹の配置図	伐採又は植栽する木竹が判断できるようにそれぞれ色分けし、木竹名を記載すること。
	現況カラー写真	2方向以上から撮影

備考

- 1 表1備考1～3と同じ。
- 2 景観計画区域内における各行為の届出書に添付する書類の内容と同一である場合は、当該書類の添付を省略することができます。